

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第

卷六十三第

行發日一月三年八和昭

論叢

法人所得の累進課税 法學博士 神戸 正雄
 純生産力について 文學博士 高田 保馬
 ケトレー直後の英佛統計學 法學博士 財部 靜治

時論

地方財政調整交付金を批判す 經濟學博士 汐見 三郎

研究

農民離村ミゴルツ法則 經濟學士 八木芳之助
 均一値段營業に就て 經濟學士 大塚 一朗
 中央銀行協力の發展に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

說苑

福岡藩育子策再論 經濟學博士 本庄榮治郎
 漁業組合の經營 經濟學士 蜷川 虎三
 獨逸及佛蘭西の所得税 經濟學士 柏井 象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

獨逸及び佛蘭西の所得稅

柏井象雄

第一段 序 言

一、所得稅と稅制整理問題—我國の昭和八年度に於ける急激なる經費膨脹並びに財政全般への再吟味は、政府に於ける稅制整理準備委員會の設置となつて現はれ、公債萬能政策より増稅政策への轉向を爲す可き機運に向ふと共に、我國稅體系中に於て酒稅と並んでこの二大支柱を爲す所得稅に於ける改正問題も、稅制整理上の重大問題として論議せられんとするに至つた。此の時に當り所得稅に於ける相對立する二つの型を代表するものとして、世界の二大先進國たる獨逸及び佛蘭西の所得稅の比較研究を爲すも無意義なる事では無からう。

二、獨逸及び佛蘭西の所得稅とその研究の必要—獨逸及び佛蘭西は中歐に位する二大先進國であり乍ら、其の國民性を全然異にするのみならず、其の歴史的發展

に於ても全く相反する二つの經路を辿り來たつたものである。即ち獨逸は地方分權的なる聯邦國家より漸進的に中央集權的なる國家への發展を爲し、世界大戰の終末に於ける帝政より共和制への轉向を契機として、完全なる中央集權的國家としての形態を具ふるに至つた。之に反し佛蘭西は已に十八世紀初期より中央集權的國家への轉化を爲し、近時に至る迄數次の政體の變革を経験し乍らも、中央集權的國家としての典型的な發展を爲し來たつたものであり、更にその國民經濟の領域に於ても、兩者は夫々獨自の歴史を有すると共に、特有の状態を示すものである。故にかゝる全然相異なる雰圍氣の中に於て成長し來たつた税制は、相互にその特長を有す可きであり、且その税制の一大支柱を爲す可き所得稅もその成立の過程及び現狀に關して夫々の特異性を持ち、其の研究は現在我國に於ても所得稅に關する問題が漸く論議せられんとする時、興味ある問題を我々に提供するものであらう。

獨逸の國稅としての所得稅は世界大戰の終末と共に、

又佛蘭西の所得稅は世界大戰の勃發直前に創設せられたるものにして、その成立は世界所得稅史上に於ける最も新しきものに屬する。セリグマンに従へば「所得稅の成立は文化の比較的高度の發展と、貨幣經濟の充分なる普及を前提要件とする。」¹⁾然るに歴史の示す所に依れば兩國は已に所得稅の成立する前よりこの條件を具備せる事は明白なる事實である。只夫々の歴史的、政治的或は社會的なる諸事情の制約に依り所得稅の國稅體系中への編入が妨げられたのである。

第二段 獨逸及び佛蘭西所得稅の發達

第一、獨逸所得稅の發達

一、所得稅の成立とその効果——獨逸税制の發展は間接稅を基礎とする不完全なる税制より完備せる税制への漸進的なる發達の歴史であり、之を地方税制との聯關に於て見る時は地方分權的なる税制より中央集權的なる税制への發達を示すものである。即ち獨逸に於ては同國の歴史的性質に基き、「間接稅は帝國へ、直接稅は

1) Seligman; Income tax. (Encyclopaedia of the Social Science. Vol. 7. p. 626.)

各邦へ」なる政治的獨斷が傳統的租稅政策とせられ所得稅は各邦稅制中の中軸を爲したのである。

然るに世界大戰の敗退は莫大なる賠償金債務の負擔となり、又戰爭整理の爲の經費及び大戰前、大戰中に發行せられた公債の利拂費等も獨逸財政を苦境に置き、又經費の中央集權化、即ち經濟、交通、社會、警察及び行政費等の地方より中央への委讓も益々收入不足を大ならしめ、不足金は一九一八年に於ける百三十九億麻に比し一九一九年には三百七十九億麻に上るに至つたのである。²⁾ かくて出來得る限りの租稅を利用し財政的危機を脱する事が獨逸財政上の最も重大なる問題となり、遂に一九二〇年三月のエルツベルガー (Eitzberger) の稅制改革の結果、所得稅は地方よりの委讓に依り國稅として成立するに至つた。然るに國稅として成立せる所得稅は經濟界の混亂或は所得源の動搖に適合せんが爲に、シャント (Schanz) 主義の所得を以て課稅標準とし、³⁾ 又會社所得に對しては會社稅法に依り課稅し、從來の各邦の所得稅がその所得として

Quellen Theorie の所得を取りたるに比し、又會社所得に對する課稅をも含みたるに對して根本的にその性質を異にするものであつた。

而してかく國稅體系中に編入せられたる所得稅は從來各邦に依り異なる負擔を負はしめたるものを統一し、地方的負擔の不公平を排除し併せてその成立の第一年に於て、會社稅と合して已に約百三十億^{R.M.}の收入を擧げ、⁴⁾ 全租稅收入中の約三十二%を占め戰後に於ける獨逸財政の危機に對する貢獻を爲さんとしたのである。⁵⁾ 二、所得稅に對するインフレーションの影響と現行所得稅の確立——然るに當時急激なる勢を以て發展し來たつた未曾有のインフレーションに對しては所得稅に關する諸規定は無力なるものと化し去つた。かくて所得稅成立の直後より一九二四年の通貨安定の時期に至る迄、稅制全般に於ては勿論、所得稅に就いても幣價下落にする對應策が講ぜられ、相次いで改正法規が發せられたのである。⁵⁾ 即所得に關する評價規定の改正、稅率の増加、控除額の増加、租稅の前拂制、前拂額の増

- 2) Statistisches Reichsamt; Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich. 1921/22, S. 359-360.
- 3) Hensel; Steurrecht. S. 93-104.
- 4) Statistisches Reichsamt; Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich. 1921/22, S. 361.
- 5) Strutz; Handbuch des Reichssteuerrechts. S. 125-136.

加等の對應策が試みられたが、急激に進展した幣價の下落に對しては到底追隨し得可くも無かつた。

一九二四年に至り一應の幣價の安定を見るに至つたが、インフレーションの渦中にあつて如何なる對策もその効果を現はし得なかつた所得税も、幣價の安定と共に漸く秩序的なる規定の下に置かれる事となり、一九二五年及びその後の一聯の改正に依り現代の構造を有するに至つたのである。

第二、佛蘭西所得税の發達

一、所得税の成立とその効果—佛蘭西税制の歴史は強き中央集權的税制の發達を示し、而かも其の長き租税史を繙く時、其處に看過し得ざる二大事實を見出す。一は大革命後に於ける税制改革に依る収益税體系の確立、他は世界大戰時に於ける所得税の採用である。

佛蘭西に於ては自由、平等を目指した大革命の後に収益税體系が確立されたが、經費の増大と共に消費税が相次いで起され、その税制は經費の増大、經濟界の發達、デモクラシーの進展と共に多くの缺點を内在せ

しむるものとなり、根本的なる改正が要望せられるに至つた。かくて已に一八四八年に於て革命後の税制に對する改革の第一歩として所得税に關する提案が爲され、更に一八七一年に於ける普佛戰爭の敗退以來所得税は半世紀の長きに亘り、財政上の最重大問題として年々論議せられたのである。⁶⁾ 然るに所得税案は常に富の代表者たる上院議員の反對に依り、又大革命後の佛蘭西國民の根底に横はる自由の精神の制約に依り常に失敗の歴史を繰りかへした。

一九一四年に至つて始めて所得税は成立する事となり、此處に佛蘭西税制は物税主義より人税中心主義への完全なる轉向を决行する事となつたが、その所得税は一の綜合所得税であり、而かも一般の反對を恐れ任意申告制、低き税率、高き免税點を有するものであつた。その結果所得税成立の直後勃發した大戰にも災され大なる収入を擧げ得ず、一九一六年には戰時財政への適應の爲税率の増加、強制申告制の採用等が爲され、更に一九一七年に至つては所得税に關する根本的なる

6) Seligman; Income tax. p. 274-328.

改革が企てられ、綜合所得税の他に七個の個別所得税をも確立する事となつたのである。

一九一四年に於ける大戦の勃發以來佛蘭西は或は租税に依り、或は公債に依り戦時財政への對應を爲したが、大戦に依る經濟資源の破壊は、大戦中、大戦後に發行せられた巨額の公債及び大戦整理の爲の費用と共に著しく財政を危機に瀕せしめ、所得税は租税收入中の大宗となり乍らも、此の危機に對しては大なる貢獻を爲し得なかつたのである。

二、戦後佛蘭西經濟の混亂中に於ける所得税と現行所得税の確立⁷⁾かゝる財政的危機への對策として租税の増徴も間斷なく爲されたが、主として取られた所は公債及び紙幣の濫發であつた。爲に「法」價の下落となり佛蘭西の財政經濟は益々混亂状態に陥入り、戦後に於ける頻繁なる内閣の更迭にも係らず、確固たる財政の確立・經濟界の復興が一貫する政策とせられたが、一九二六年に於けるポアンカレ (Poincaré) の舉國一致内閣の出現に至る迄は一として財政確立を實現し得

る者は無かつたのである。

かゝる財政的危機の中にあつて租税領域に於ては、確固たる經常收入増加の爲相次いで増税が試みられたが、その重點が財政政策及び社會政策に置かれた爲所得税は常に増税されねばならなかつた。

一九二六年ポアンカレ舉國一致内閣を組織し、税制の整理と公債の償還に、鋭意財政經濟の安定化に努力し、遂に戦後混亂を極めた財政經濟も安定の機運に向ふと共に、間斷なく改正を受けた所得税も一段落を告ぐるに至り、現行の組織に到達したのである。而して現代の所得税は本質に於て一九一七年の所得税に基礎を置くものであり、而かも一九〇七年のカイヨ (Caillaux) の所得税案を出發點とするものである。⁸⁾

第三、獨佛所得税の發生の類似點及び差異點

獨逸の所得税は一九二〇年に至つてエルツベルガーの税制改革の結果、又佛蘭西の所得税は一九一四年世界大戦の直前に於て成立せるものにして、兩者共世界所得税史上に於いて、その成立の最も新しきものに屬

7) Lemcke; Die Vorgeschichte und gegenwärtige Gestaltung des französischen Steuersystems. S. 35-58.
8) Lemcke; 前掲書 S. 24-32.

する點に就き互に類似點を有するのである。加ふるに兩者の成立には世界大戰が與つて力あり、而かもその成立後共に未曾有のインフレーションの渦中に於いて間斷無く改正され、幣價の安定と共に一應の解決を見るに至りし點に於いて相類似するものである。

併し更に一步を進めて考ふるに獨逸の所得税が久しく成立し得ざりしは、その國の歴史的性質に基く。即ち地方分權的國家と云ふ獨逸國の歴史的的政治的事情に基因する「間接税は帝國へ、直接税は各邦へ」とする永き傳統的租税政策の制約に依り、已に早くより帝國は直接税體系への進出を爲し、此の傳統的租税政策を歪め乍らも、所得税を自己の權限下に置き得なかつたのである。⁹⁾之に反し傳統的に自由の精神の強い佛蘭西にあつては、所得税の如き私的生活の内容に立入らんとする税種を悦ばず、従つて已に早くよりその提案を見乍ら、その成立は阻止され來たつたのである。而かもテルハツレ及びモルは共に「所得税の發展過程の一は原始的なる人税よりの發展であり、他は収益税よりの

發展である」となしてゐるが、此の點より考ふれば獨逸及び佛蘭西の所得税はその發生の萌芽形體をも異にするものである。何となれば獨逸の所得税はプロシヤの所得税を出發點とし、佛蘭西の所得税は大革命後の収益税より轉化發展せるものなるが故に。

第三段 獨逸及び佛蘭西の所得税の内容¹¹⁾

一、獨佛現行所得税の體系——現行所得税に關しては、獨逸及び佛蘭西の所得税は互に相對立する型を示すと共に、兩者は夫々の特長を有するのである。

即ち獨逸の所得税は自然人と法人とに依りて一般所得税 (Einkommensteuer) と會社税 (Körperschaftsteuer) とに分つてゐる。又その納税主體に於ても國內にあるか國外にあるかに依りて無制限 (Unbeschränkte) 納税義務者と制限付 (Beschränkte) 納税義務者に分つてゐる。更に一般所得税にあつては所得源を各種類即ち

A 農業林業園藝その他非營利的土地耕作より生ずる收入

B 營業よりの收入

C 獨立的職業行爲よりの收入

9) Gerloff; Das Staatshaushalt und das Finanzsystem. Deutschlands. (Handbuch der Finanzwissenschaft. III. Bd. S. 36-52.)

10) Terhalle; Finanzwissenschaft. S. 284.

Moll, Lehrbuch der Finanzwissenschaft. S. 442-443. (Moll は更に財産税をも所得税の萌芽形體の一と見る。)

11) 獨逸の所得税に就きては Köppe; Die Steuern der Die Einkommensteuer.

D 非獨立的勞働よりの收入

E 資本的財産よりの收入

F 不動産の賃貸、包括的財産及び權利よりの收入

G 其の他の反覆的收入

H 其の他の給付に基く收入

の八種に分ち、而かも之を綜合して課税の對象とし、只資本利子所得及び勞銀所得に就きてのみ(その總所得八千 R.M. 以下なる限り)源泉課税の形式を取つてゐる。

佛蘭西の所得税は個別所得税 (Impôts cedulaires) と綜合所得税 (Impôt general sur le revenu.) とに分つてゐる。而して個別所得税は

A 家屋所有所得税 (Contribution foncière des propriétés bâties.)

B 土地所有所得税 (Contribution foncière des propriétés non bâties.)

C 農業所得税 (Impôt sur les bénéfices de l'exploitation agricole.)

D 給料所得税 (Impôt sur les traitements, indemnités et emoluments, salaries, pensions et rents viagères.)

E 非商業的所得税 (Impôt sur les bénéfices des professions non commerciales.)

獨逸及び佛蘭西の所得税

F 商工業所得税 (Impôt sur les bénéfices industriels et commerciaux.)

G 資本利子所得税

(1) (Impôt sur les revenus des valeurs et capitaux mobiliers.)

(2) (Impôt sur les revenus des créances, dépôts et cautionnements.)

の七個より構成せられるのであるが、之に就きては内外人なるか、自然人なるか法人なるかに關し何等の區別をも設けない。而して只資本利子所得税のみを源泉にて課税する。綜合所得税は之等個別所得税を補完するものにして、自然人のみを課税するのである。

かくの如く兩者はその體系に於いて全く相對立する二つの型を示すが、更にその規定に關しても夫々の特長を有する。以下三項に分つて之を説明する。

二、所得税に於ける所得の意義—獨佛所得税の課税標準たる所得は原則として、共に所謂 Quellen Theorie に於ける所得を探るが、獨逸の一般所得税に於ては賣却財産(但し五千 R.M. 以上)よりの收入及び一萬 R.M. 以上の特定の投機行爲(買ひ入れてより二年以内に土地を賣

及び Körperschaftssteuer に依り、佛蘭西の所得税に就きては Lemcke の前掲書 S. 59-132 及び同附録に依る。

却し、三ヶ月以内に有價證券を賣却する等)よりの收入をも所得とする點に於て、又佛蘭西の所得稅にあつては富籤利得證券の發行價格及び償還價格の差に基く利得をも所得と爲す點に於て、何れもその所得として取る所の原則は破られるのである。

又兩者にあつては何れも總收入より所得獲得の爲の費用、保險料、負債利子、損失金等の控除を爲しその殘額を以て課稅標準としてゐる。

獨逸の所得稅に於いては特に勞銀所得に對しては控除額として四百八十M.^Rを規定するが、佛蘭西の之に對應すべき給料所得稅にあつては、只「經費を控除する」と規定するのみである。

又佛蘭西の土地及び家屋所有所得稅は二十年及び十年毎に改正せられる賃貸價格を以て課稅標準の基礎にとつてゐる。更に佛蘭西の農業所得稅は土地所有所得稅の基準たる土地賃貸價格をその所得算定の基礎に置いてゐる。かくの如きは所得稅と云はんよりはむしろ收益稅たるの色彩を多分に含めるものであり、佛蘭西

所得稅の一特長を爲すものと云ふ可きであらう。

(註) 佛蘭西の所得稅法は

家屋所有所得稅の課稅標準としてその賃貸價格より「住宅の場合はその二五%」、「工場の場合はその四〇%」を控除したるものをとるのである。土地所有所得稅にては賃貸價格より五分の一を控除する。

農業所得稅に於いては課稅標準として土地臺帳に於ける賃貸價格の三倍特に穀作の時は二・五倍か或は又此等の代りに現實の所得を以てする。

三、申告及び稅率に關する規定—申告に就きては兩者共に強制申告制を取り、特に俸給、勞銀所得に就きてのみ申告の義務を俸給、勞銀支拂者に負はしめる。

稅率に關しては獨逸の所得稅が直接累進なるに對し、佛蘭西の所得稅は綜合、個別所得稅共に間接累進に依つてゐる。而かも綜合所得稅に於いては獨逸が一〇%に始まり四〇%に終る急激なる累進なるに對し、佛蘭西は一・二%に始まり三〇%に終る緩き累進率を適用するのである。

註 獨逸所得稅稅率

一、三〇〇M.以下は免稅 (超過額累進)

初	八、〇〇〇 R.M.	一〇%
次	四、〇〇〇 R.M.	一二・五%
次	四、〇〇〇	一五%
次	四、〇〇〇	二〇%
次	八、〇〇〇	二五%
次	一八、〇〇〇	三〇%
次	三四、〇〇〇	三五%

總計八萬 R.M. 以上の所得にはその超過部分全部に對し四〇%

佛蘭西綜合所得稅稅率

七、〇〇〇法以下免稅

七、〇〇〇法—二〇、〇〇〇法	對し	一・二%
二〇、〇〇〇法—三〇、〇〇〇法	對し	三〇%
三〇、〇〇〇法以上	一〇、〇〇〇法を増す毎にその適用標準を増す	二・四%

一〇〇、〇〇〇法以上	四〇〇、〇〇〇法迄	二五、〇〇〇法	を増す毎にその適用標準を増す
四〇〇、〇〇〇法以上	五五〇、〇〇〇法迄	五〇、〇〇〇法	を増す毎にその適用標準を増す
五五〇、〇〇〇法以上	の所得部分には	その全額に對し	三〇%

又獨逸に於ては資本利子所得稅も勞銀所得稅も共に
一〇%の比例稅率適用され、會社稅につきては無制

獨逸及び佛蘭西の所得稅

限納稅義務者には二〇%、制限付納稅義務者には一〇%の比例稅率適用されるが、佛蘭西の個別所得稅に於いては次の如くその所得の確定の度に應じて異なる稅率を適用し、更に勤勞的分子の大なるものにあつては弱き累進率適用されてゐる。

稅種	免稅點	超過額累進	稅率
家屋所有所得稅	—	—	一八%
土地所有所得稅	—	—	一八%
資本利子所得稅	—	—	一八%
商工業所得稅	—	—	一五%
農業所得稅	二五〇〇法	二五〇〇法—四〇〇〇法…一・二%	
		四〇〇〇法—八〇〇〇法…一・二%	
		八〇〇〇以上の部分…全部に	
給料所得稅	七〇〇〇法	七〇〇〇法—一〇〇〇〇法…一・二%	
		一〇〇〇〇法—一五〇〇〇法…一・二%	
		一五〇〇〇法—二〇〇〇〇法…一・二%	
		二〇〇〇〇法—三〇〇〇〇法…一・二%	
		三〇〇〇〇法—四〇〇〇〇法…一・二%	
		四〇〇〇〇法以上…全部に	
非商業的所得稅	—	—	一・二%

但し商工業所得稅に於ては五萬法以下の所得者に對しては定額累進法に依る。又資本利子所得稅に於て、特に會社重役に對する報酬には二五%、富籤利得には三六%の稅率を適用するのである。

此の點に關してのみ佛蘭西の所得稅は獨逸の所得稅

に比し、社會政策的原則に適合せるが如く考へられるが、佛蘭西にあつては勤勞所得も個別綜合の兩所得税に於いて二重に課税せられるの缺點を存してゐる。

四、宥恕規定及び特別規定—人的事情の考慮に關しては兩者共に家族員の數に應じ累増する控除額を與へてゐるが、獨逸の所得税は特に、特定額の控除か比例的控除かの選擇權を與へ、又その他の宥恕規定に就きても明細に規定し小所得者保護の目的を貫くのである。

(註) 獨逸所得税法に於ける宥恕規定

勞銀税 (Lohnsteuer) に於ける宥恕規定

- (A) 七二〇 R.M. 以下は免税
- (B) 所得獲得費及びその他の費用として夫々二四〇 R.M. 控除
- (C) 年一二 R.M. の勞銀税を納むる者は免税される。
- (D) 妻、未成年の子女に對しては免税點以上の所得部分に就き各々一〇% 或は次の金額を控除する。

- 妻に對しては 一一〇 R.M.
- 第一子に 一一〇 R.M.
- 第二子に 二四〇 R.M.
- 第三子に 四八〇 R.M.
- 第四子に 七二〇 R.M.

第五子以上各一人につき 九八〇 R.M.

一般所得税にては次の控除規定を有する。
(A) 一三〇〇 R.M. 以下は免税
家族關係につきては次の金額を控除する。

- 妻に對しては 一〇〇 R.M.
- 第一子に 一〇〇 R.M.
- 第二子に 一八〇 R.M.
- 第三子に 三六〇 R.M.
- 第四子に 五四〇 R.M.
- 第五子以上各一人につき 七二〇 R.M.

(C) 年所得一萬 R.M. 以下の時は七二〇 R.M. を控除且七二〇 R.M. 以上の所得に就き家族員各々につき八% 控除、但し各家族員に對し最高六百 R.M. 全體として控除額は八千 R.M. 以上たり得ぬ。

(D) 無制限所得税納稅義務者の所得二萬 R.M. 以下にして且無制限會社稅義務會社の有限責任社員として收入を得る時は二重課税を避くる爲五百 R.M. を限度として一〇% 丈稅額が輕減される。

(E) 數年に亘る一時的報酬に依る高所得、森林よりの臨時的收入には輕課規定あり。

(F) 一萬二千 R.M. 以下の所得者にしてその所得中の農林業所得が六千 R.M. 以下なる限りその課税さる可き所得部分に對して一〇% の稅率を適用する。然らざる時は六百 R.M. を限

度として六千 R.M. 以上の農林業所得部分の一〇% 丈け減額して之に課税する。

(G) 全所得千 R.M. 以下にして資本利子所得に對する課税が四半期に五 R.M. 以下の時は返還される。

(H) 總所得八千 R.M. 以上にしてその中に臨時的所得が含まれる時は寛恕規定がある。

獨、佛兩國所得税に於ける人的事情の考慮に就き、特に獨逸にあつては社會政策的なる要求が、佛蘭西にあつては人口政策が主要なる役割を演ずるは興味ある對照を爲すものである。

特に獨逸の所得税にあつては納税者の消費状態が申告に基く査定所得額に比し不均衡に贅澤なる状態あり、而かもその所得一萬五千 R.M. 以上にして消費額と査定所得額との誤差五%に及ぶ時は所得税法第四章 (Be-steuerung nach Verbrauch) の規定の適用されると、佛蘭西の所得税が一時的佛蘭西在住者に對して、その住居の賃貸價格の七倍を以て課税標準とすることは、互に獨逸及び佛蘭西の所得税の特色を現はすものと見る事が出来るのである。

獨逸及び佛蘭西の所得税

(註) 「消費に依る所得税課税」に於ける消費とは自己及び家族の生活の爲の費用を指し、次の諸項目は之を除く。

- (A) 納税者に不相應ならざる範圍の持參金。
- (B) 負債利子。
- (C) 所得税、財産税、地租、營業税等。
- (D) 宗教目的、公共目的の爲の費用。
- (E) 醫藥費、子弟教育費。
- (F) 社會政策的要求に依り使用人に要する費用。

第四段 結 言

以上に於て簡單乍ら獨逸及び佛蘭西の所得税の比較研究を終へたが、兩國の所得税は統計的に考察して、何れも税制中の王座に位し、セリグマンの「所得税の最後の發展段階は租税收入中の最も重要な地位である。」との言を如實に示してゐるのである。¹²⁾ 兩國所得税收入の最近の狀況を示せば次の如くである。¹³⁾

年度	獨逸		佛蘭西	
	共(會社)所得 税收入	全租税 收入	共(會社)所得 税收入	全租税 收入
一九三五	二、四三九、九	六、八五〇、〇	一、九三五	六、八五〇、〇
	百分之三	百分之三	百分之三	百分之三

12) Seligman; Income tax. (Encyclopaedia of Social Science. Vol. 7, p. 626.)
 13) 特に所得税の改正後につき兩國の數字を示す爲獨逸は 1925 年後、佛蘭西は 1926 年後の數字をとる。
 獨逸の 1925—1931. の數字は Statistisches Reichsamt; Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich. (1930) に依り、佛蘭西の 1926—1929 の數字は League of Nations; Memorandum on Public Finance (1928) に依り、佛蘭西の 1930

獨逸及び佛蘭西の所得税

	百万R.M.	百万M.	百万法	百万法
一九二〇	二、六三三・七	七、一七三・三	三、六%	八、三三〇・〇
一九二一	三、二二二・四	八、四八八・五	三・八	三、三三四・一
一九二二	三、七二八・一	九、〇三三・八	四・一	二、四九七・七
一九二三	三、五八四・四	九、一六九・八	三・九	三、五〇四・二
一九二四	三、六六六・〇	一〇、一四四・四	三・五	三、九八五・六
一九二五	三、三六六・〇	一〇、一四四・四	三・五	三、九八九・三
一九二六	三、二五八・〇	九、一七四・四	三・五	三、三九三・五
一九二七	三、一五八・〇	九、一七四・四	三・五	三、七九一・九
一九二八	三、一五八・〇	九、一七四・四	三・五	三、七九一・九
一九二九	三、一五八・〇	九、一七四・四	三・五	三、七九一・九
一九三〇	三、一五八・〇	九、一七四・四	三・五	三、七九一・九

今此處に再び兩國に於ける所得税を考ふるに、獨逸にあつては地方分權的國家たるの歴史的、政治的事情に基き、佛蘭西に於ては大革命後の強き傳統的なる國民精神とも云ふ可き自由の思想の制約に依り、共に所得税を最近に至る迄その國稅體系中に編入し得なかつたのである。而して成立後に於ては所得税は兩國稅制中の一大支柱として共に重きを爲しつゝも、獨逸の所得税は綜合課税主義に依り、著しく人稅的なるの色彩を強め、近代稅租稅たるの性質を具備するに反し、佛蘭西の所得税は個別所得税と綜合所得税とを併せ有し、その個別・綜合兩所得税に於て種々の規定に依り大いに人稅たるの性質を強め乍ら、尙其處に多分に物稅たるの色彩を有し、この點に於て相對立する型を示す

と共に、又其處に夫々の特長を藏するのである。

かくの如く兩者は夫々相對立する型を示し乍らも、勤勞的分子多き所得に軽く、資本的要素大なる所得に重く課税せんとし、又人的事情の考慮免稅點累進率等に依り最もよくその負擔能力に適應せんとする點に於て相似たる傾向を示すものである。

更に戰敗國として莫大なる賠償金を負擔する獨逸財政と、戰勝國として而かも賠償金に關し最も大なる分配額を受くる佛蘭西財政とが、夫々の所得税に對して如何なる影響を與へつゝあるかの點に就きても、その研究を怠つてはならないであらう。而して此の問題は兩國所得税のみに限らんよりは、むしろ稅制全般と關係せしめ、しかも廣く財政全般、國民所得及び國富狀態とも關聯せしめて考察すべきものである。

—1931 の數字は Schanz; Die Finanzen der grösseren europäischen Staaten. (Finanz Archiv. 1930, 1931.) に依る